

辛亥革命期における郷紳の動向

— 四川省 南 溪 県 —

西 川 正 夫

- 一、はしがき
- 二、南溪県郷紳の系譜
- 三、清末の「局所」
- 四、辛亥革命前後

—

四川省の南溪県では、中華人民共和国成立以前に、五次にわたって県志が編纂(1)されている。本稿では、この中、我々が手にしうる同治一三年（一八七四年）刊の『南溪県志』（以下、同治『南溪県志』と略称）と民国二十一年（一九三二年）刊の『重修南溪県志』（以下、民国『南溪県志』と略称）の二種の県志を主要な素材として、同県における郷紳層の歴史的変遷、辛亥革命前後の郷紳層の動向などを検討し、辛亥革命の歴史的意义を明らかにするためのひとつの手がかりとしたい。

南溪県は、重慶の西南約一五〇キロ、揚子江の上流北岸に県城があり、富順・江安・長寧・慶符・宜賓の五県に隣接した小県である。⁽²⁾南溪県の戸数は約四万五千戸、⁽³⁾人口は約二五万人であり、⁽⁴⁾人口密度は四川全省の一五九・六人に對して、南溪県は二七九・三人とされており、四川省一三五県中の第五〇位に位置している。⁽⁵⁾人口に對する農民の比率は四川省全省の平均よりもやや高く、⁽⁶⁾どちらかと言えば、四川省の中でも後進地域に屬していたようである。なお、清代における南溪県知県の官缺は衝字簡缺に屬し、⁽⁷⁾民国での県等は三等県に屬している。⁽⁸⁾

前稿「四川省南川県」⁽⁹⁾において、一八七五年に刊行された光緒「南川県志」には南川県を代表する旧家・名門として周・楊・韋・傅四氏があげられているが、同県志編纂以後に新しい南川県支配階層が形成されており、支配階層の構成の変化・交替がみられることを指摘した。南溪県では、果して、同様の現象がみられるであろうか。まず、同治「南溪県志」と民国「南溪県志」⁽¹⁰⁾とによって、南溪県支配階層の系譜・構成を検討してみたい。

同治「南溪県志」卷六 人物志には、⁽¹¹⁾行誼の項に、聶希賢（歳貢・一七八〇年）・郎汝瑛（举人・一七八六年）・韓爾富・包寛（歳貢、孝廉方正・一八二三年）・包璠芳（監生）の五名、孝友の項に、何瑞凶（歳貢・康熙年間）・雷孝子・巫淑賢（雍正年間）・張懋泰（歳貢・乾隆年間）・甯際泰（廩生）・葉居一（孝廉方正・一七九六年）李執中（増貢）・楊桂（庠生）・熊廷選（庠生）・甯文俊（前出甯際泰の姪孫、庠生）・包学崧・俞懷瑾（廩生）・陳宝書⁽¹²⁾（恩貢）・高明烈（庠生）・伍沢深・黄国珍・包融芳（歳貢・道光年間）・陳春恬（歳貢・同治年間）・蔣文信の一九名、儒林の項に、程嶧（進士・一七四八年）・廖朝柱（歳貢・一七三四年）・李如椿（举人・一七六二年）・王萬頤（副貢・一七六五年）・税惟学（恩貢・一七八〇年）・郭城（举人・一七八九年）・江応錦（举人・一七八九年）の七名、文苑の項に、高松（廩生）・郭紱和（廩生）・羅維静⁽¹³⁾（拔貢・一八二五年）・包端（举人・一七九八年）・廖景游（举人・一八一九

年)・劉在栄(挙人・一八一九年)・聶廷璧(廩生)・包欣芳(進士・一八五三年)の八名、計三九名があげられているが、この中、民国『南溪県志』によって、清末民国初期における子孫の消息を確かめうるものは、包寛・包璠芳・包学松・包融芳・包端・包欣芳ら包氏一族と、張懋泰らの張氏一族および高相・模兄弟の子弟のみで、残りの大多数、三二名の人物については、清末民国初期における子孫の消息がさだかではない。包氏・張氏・高氏の世系・略歴表を同治・民国の両『南溪県志』によって構成・表示すると、それぞれ五九頁、六二頁、六三頁のようである。

包氏の場合、包国棟の代に福建省上杭県より南溪県に移住してきたといわれており、国棟は乾隆一七年(一七五二年)に天上宮(福建会馆)創建の中心人物となっている。⁽¹⁵⁾ 国棟の子鴻は、挙人の劉文遠(一七六〇年)・李如椿(一七六二年)らとともに乾隆二九年(一七六四年)の県城重修に協力しており、⁽¹⁶⁾ 鴻の第四子学嵩が生員になってはじめて士籍に名を列ねて以来、包氏は代々挙人・進士を輩出して南溪県きつての名門にのし上がり、民国期には烈文が県团務局長として、縉文が隆昌県知事として活躍している。なお、この間包寛の子融芳の代に、火事や訴訟にまきこまれて、一時、家が没落したと伝えられている。⁽¹⁸⁾ 南溪県に移住後、包氏一族が県志編纂に関与していないのは道光一九年(一八三九年)刊の第三次編纂の時だけであるが、⁽¹⁹⁾ これと家産が傾いていた頃と、時期的にはば一致する。

張氏の場合、明代に張慶が湖北より移住、万歴年間に挙人から工部主事となった張冲を出したと伝えられているが、⁽²⁰⁾ 明末清初の動乱を経た後、張翹・翱兄弟の六子十九孫の子孫が十九支の房に分かれ、⁽²¹⁾ 乾隆の頃より県有数の富門となつて挙人などを輩出、「南溪氏族之冠」⁽²³⁾と称されるに至つたようである。なお、挙人(一八七五年)張問翰は包寛の外孫である。

高氏の場合、高模・相兄弟の先祖の事蹟は不明であるが、嘉慶一七年（一八一二年）刊の第二次県志の編纂に高相・明烈（模の子）が関与しており、その後、同治一三年（一八七四年）刊の第四次県志の採訪には廩生瑞莢があたり、⁽²³⁾ 民国二年（一九三二年）刊の第五次県志にも挙人（一八九七年）高億が分纂にあたっている。なお、瑞莢の父で、成都造幣廠經理・南溪保衛団総局長になった高休の祖父にあたる友歐は、包寛の女婿である。

他方、民国『南溪県志』巻五 人士篇第九に登載され、清末民国初期に活躍している百名余りの人物について、彼等の祖先の消息を検討してみると、一八世紀以前まで遡りうるものは、前述の包氏・張氏のみであり、一九世紀初頭まで遡りうるものは前述の高氏の他にはつぎの黄氏と萬氏があるにすぎない。清末の挙人（一八九一年）で南溪県勸学所の視学（一九〇七年）となった黄開第の場合は、祖父曰鏡が江西省より入蜀、南溪に菓肆を開いて産をなし、田産を購った後、道光年間、母を江西より迎えたといわれており、一九世紀初頭に遡りうるものの一八世紀以前から南溪県に土着の家柄ではない。なお、父戴卿は医術に通じており、伯父戴元・従兄弟開寅（戴元の子）はともに恩貢であり、開寅は黄開第と一緒に民国『南溪県志』の分纂にあたっている。

民国『南溪県志』の協修の任にあたった萬定宜（廩生）の場合は、曾祖父萬清浩が道光五年（一八二五年）の抜貢で、道光一九年刊の『南溪県志』の編纂にあたっており、祖父萬姓は同治年間の歳貢、父永祥も歳貢である。曾祖父清浩の兄清滸も道光年間の歳貢であり、道光『南溪県志』の校閲にあたっているが、萬清滸・清浩・清澍兄弟の父は名字・事蹟ともに不明である。

以上の包氏・張氏・高氏・黄氏・萬氏をのぞいた百名に近い人々については、一九世紀初頭以前に遡って彼等の祖先の事蹟を確かめることは難しく、主として一九世紀中葉、とくに同治年間以降に起家したもののようである。煩をさけるために、主要な人物数人について、例示するにとどめたい。

民国一五年（一九二六年）の南溪県教育局局長で、民国『南溪県志』の協修にもあっている温汝航（廩生）の場

合、父以清は庠生、四人の伯父以廷（庠生）・以奎（増貢）・以恭（恩貢）・以光（庠生）のうち、伯父以奎の子汝韶（庠生）が貿易によって家を起して以来隆盛にむかったようであるが、汝韶自身は教育局の前身奎閣の局務を管理する県学齋長になっている。また、伯父以恭は廩生の資格で同治「南溪県志」の採訪にあたっている。以廷ら五兄弟の父興偉の事蹟については、県志に具体的な記述がなく、不明である。⁽²⁵⁾

南溪県保衛団総局局長曾繼声の場合、兄繼祖は廩生・什邡県教諭、繼瀛は庠生、繼三は監生、繼三の子萬錫は県の教育局局長で、父鶴齡は挙人（一八七六年）・戸部郎中という名門であるが、祖父廷玉が商業によって産をなし起家したものである。なお、鶴齡の従弟錫齡の子繼光は進士（一八九〇年）、その弟松齡は挙人（一八九三年）である。

民国三年（一九一四年）の省議会議員・瀘県地方検察庁検察長・民国「南溪県志」採訪王丕治や京師地方審判庁書記王丕濂ら王氏の場合は、祖父家珍⁽²⁶⁾（増貢）が数万金の産をなして起家し、伯父声和が家業をついでから益々繁盛し、県の富室となったものである。声和は、水陸交通の要衝で商業の中心である李荘鎮の保総を数十年つとめ、光緒初年には知県雷爾卿の命を受けて、水カの管理にあたっている。

清末の四川諮議局議員・内閣中書董清峻（歳貢・光緒年間）、萬泉県知事清嶸（挙人・一九〇三年）、五族共和会幹事・全川自治会会長清嶧（優貢・一九〇九年）、清崇ら四兄弟の場合も、祖父については民国「南溪県志」にその名（思孝）が記されているだけで事蹟の説明はない。父鎮は、生員にすぎなかったが、後述のように光緒一〇年（一八八四年）以降の歴代南溪県知事は施政にあたって必ず彼に相談したと伝えられ、県学齋長・孝廉方正（一九〇九年）にあげられ、富順の人易紹猷とともに南溪の農業・商業の発展をはかって運河の開鑿を企画しており、また挙人の楊名鑑・曾鶴齡とともに团務局・城防局の総辦をつとめている。なお、鎮の弟鑽（増貢）は、民国元年（一九一二年）の省議会議員であり、民国「南溪県志」の分纂にあたっている。一族の董整は挙人（一八七〇年）、整の子清瀛は庠生、清儉は初等小学校教師であるが、董整の場合も、祖父（恒恭）・父（思誠）は名が判明しているだけで、事蹟は不明

である。⁽²⁷⁾これらの事実から推して、董氏の場合も、一九世紀中葉以降、董清峻らの祖父・父の代に産をなし、起家したものである。

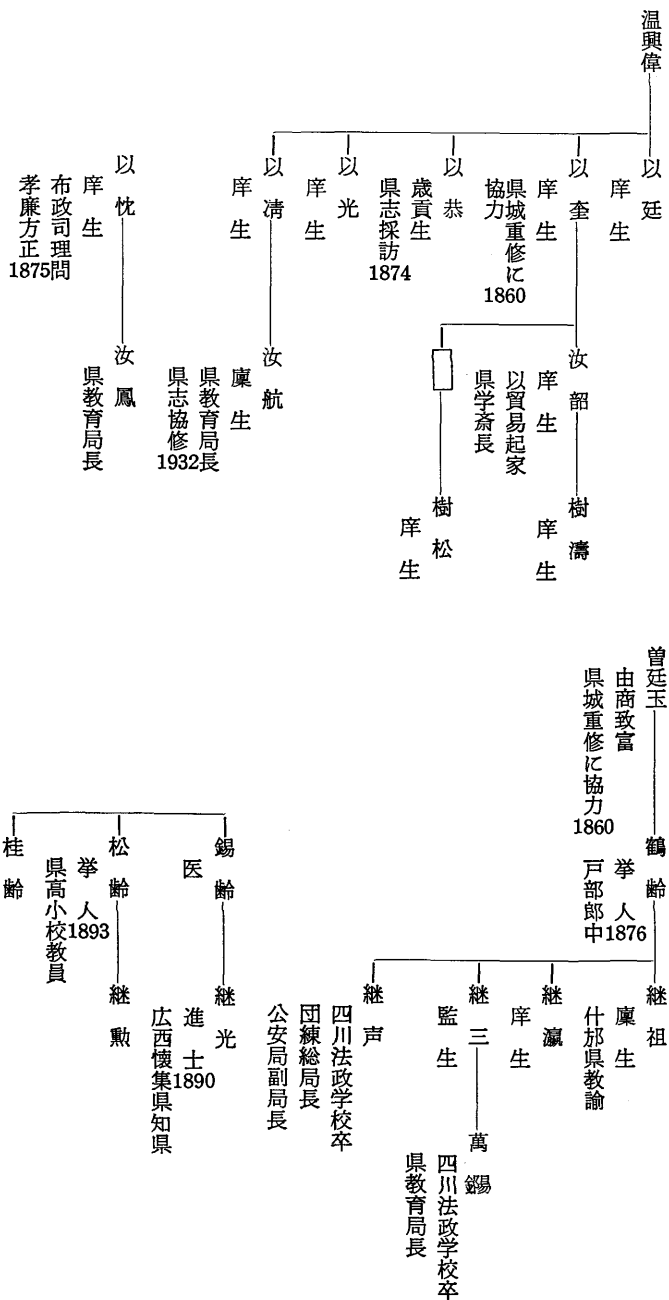
以上の、温氏・曾氏・王氏・董氏の世系・略歴表を同治・民国の両『南溪県志』によって構成・表示すると、それぞれ六七頁上・下、六八頁上・下のようである。

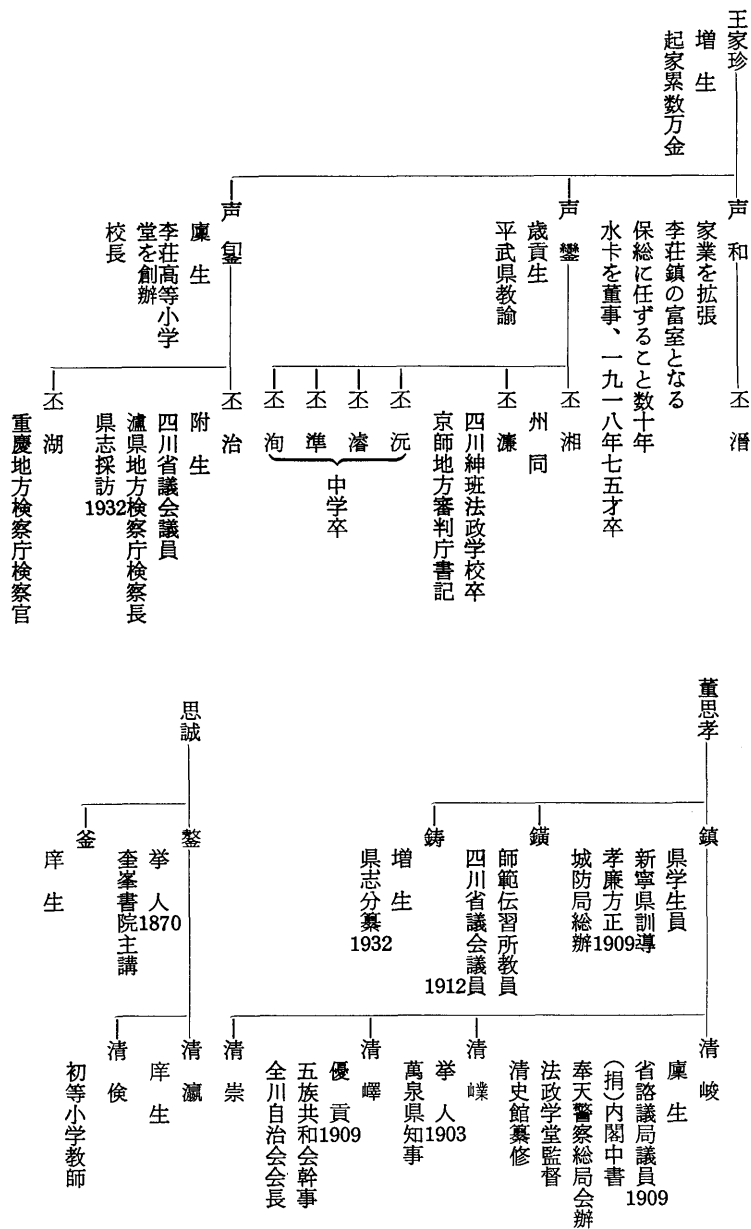
一九二七年に南溪県团務局局長となった洪明海、民国元年（一九一二年）の省議會議員・川東省視学洪明江ら洪兄弟の場合も、曾祖父鳳吉が農業でやや頭角をあらわし、祖父文祖が早世したあと、父有信が農・賈（商業）につとめて万金に近い産をなしたという。

清末の仙臨場保総顧朝楨、その弟で民国期の仙臨場保総顧朝楷、民国初年の県議事会副議長・劉家場団総顧朝章、拔貢（一九〇九年）で辮髪を理由に民国初期の県議事會議員を辞退した顧朝洲らを輩出している顧氏一族については、顧朝楨の伝記に、「同治時、顧氏以貴雄一郷、比廬皆其佃傭⁽²⁸⁾」とあるものの、朝楷らの父・祖父の世代の事蹟についての記述はほとんどなく、顧氏も咸豊・同治の頃から起家したもののようである。⁽²⁹⁾

同じく民国初年の県議事會議員で留賓場の団総にあげられた陳能抜の場合も、貧家に生まれた父清鑑が、幼少の頃より江安県の文泰順家に傭われて働き、忠実さを認められて家業をまかされ、貿易に従事、分け前にあずかって咸豊・同治の頃に産をなしたものである。

一八世紀以前から二〇世紀初頭に至るまで三世紀以上にわたって南溪県の名士を輩出している包氏や張氏・高氏など二・三の名門を別とすれば、同治『南溪県志』人物志に登載されている同治以前の南溪県支配階層の大部分は、その子孫が清末民国初期に活躍していない一方、他方では民国『南溪県志』にみられる清末民国初期の南溪県支配階層について、彼等の先祖の消息を一九世紀初頭以前にまで遡って追跡することは概して困難であり、南川県の場合ほとんど明瞭ではないにしても、南溪県の場合にも、やはり支配階層の構成に変化がみられることは確認できるであろう。⁽³⁰⁾





包氏や張氏・高氏などが、その他の氏族の場合とは軌を一にせず、このように長期的に南溪県の名門の地位を保持しえたのは、どのような事情によるものなのか、現在の所、民国『南溪県志』の記事からは、その間の事情をよみとることができない。

民国『南溪県志』卷二 食貨篇第四 物産には、

「滨江兩岸土宜種蔗、熬煉成糖、運銷各地、父老相伝、明代無有、清初粵人遷來者衆、始由故鄉攜種來蜀、百年通行、遂為大宗、県中富室之戸、多以製糖起家、」

とあり、南溪県の富室には製糖によって産をなした者が多いことを指摘している。他方、同書卷二 財賦篇第三 糖税によれば、光緒三四年（一九〇八年）に、漏棚（買糖之戸）一五八家、糖房（代搗糖戸）三七二家、産糖額九七二万觔に対して、糖税毎觔錢四文で總計錢三八八八〇觔が課されることとなり、この苛斂誅求により、「糖区銳減」し、宣統二年（一九一〇年）には、産糖額五〇〇万觔・糖税錢二万觔に半減、民国五年（一九一六年）には、漏棚三五家、糖房一四二家、産糖額三百余万觔に減少、加うるにこの年から税率が毎觔銀四星に改訂された結果「税率益増、産区日隘」という状態になった。ところが、その後も宣統二年の産糖額を基準として徵税が強行されたため、「農民不堪其擾、種蔗愈稀」となり、産糖額は二百万觔に及ばず、光緒末年にくらべると五分の一に激減したとい³⁰う。即ち、清末民国初期の苛酷な糖税収奪の結果、漏棚・糖房の砂糖業者数、産糖額ともに激減したことを伝えているのであるが、この製糖業の没落と前述の南溪県支配階層の構成の変化とは関連があるのか、あるとすればどのように関連しているのか、興味をひかれる問題である。しかし、『南溪県志』には、個々の砂糖業者についての具体的な記述が乏しいばかりでなく、一般に紳士富室（郷紳）の家業についての記述が、たとえば「由商致富」とか「家饒於財」、「自力於農賈」といった抽象的なものとどまってお³¹り、解明の手がかりをつかむことができない。

また、不動産売買税である契税について、民国『南溪県志』卷二 財賦篇第三 契税には、

「南溪契稅、清代由知県包収、毎年解布政使司庫平銀六百六十八兩七錢二分五釐（正稅盈余均在內）、其徵諸人民、同治時、每田房価銀一兩、規定庫平銀三分二釐、加中資賞需実徵市平銀三分五釐、至光緒初、通加至市平銀五分六釐（名曰印紅銀、光緒時、南溪田房価額、約二十萬兩、知県恃此為收入大宗、」

とあり、また、周詢の「蜀海叢談」には、

「南溪県知県）契稅盈余約八九千兩」⁽³¹⁾

とあり、南溪県における清末の不動産売買は、年額二十萬兩に達し、布政使司への上納分をのぞいて、約八・九千兩の契稅収入が知県の手元に残ったと伝えられており、南溪県の「正糧」（地丁銀）が年六一三五兩であったことからおして、不動産売買が毎年相当な規模に達していたことを推測せしめる。これは、南溪県に例外的な現象ではなく、例えば南川県の場合も、「正糧」は年二四六一兩で、「契稅盈余約三萬兩」と伝えられており、⁽³²⁾南溪県の場合よりも、むしろ不動産売買の規模は大きい。このように、清末の四川省で不動産売買が異常に大規模に行われたのは、主として何に由来するものなのか、またこれと支配階層の変動とはどのような関連があるのか、これらの問題は今後の課題としたい。

ところで、清末民国初期に活躍した新興の南溪県支配階層の人々には、その家が一九世紀中葉以降に家をおこし身代をきづいたと思われるものが多いが、民国「南溪県志」の人士篇に、「以商致富」⁽³³⁾、「自力於農賈、益産近万金」⁽³⁴⁾、「督農備、力耕稼、又經營商業」⁽³⁵⁾などと記されているように、商業または農業・商業兼業によって産をなしている者が多いことは注目される。これは、清代中葉以降、とくにアヘン戦争によって中国が世界資本主義市場の一環にくみこまれて以来、高品流通が急速に展開したことともなって、農村の地主層が土地経営とともに農村における問屋的仲買商・高利貸商業資本として、農村集市市場の支配と独占をはかったことを反映するものと言えよう。たとえば、温汝禧の伝にも、

「温汝禧、字集五、少明習農事、……中略……、家歲收租穀三百石、晚年乃至千五百石、……中略……、汝禧治田、農器精良、連楹充棟、雇傭保數十人、待遇有恩礼、工值飲食、豐腆逾恒、然非義相干、則不少假借、故人棄為用、鄉民鬻穀黍麥救者、先給以半值、至登場、量市価而微增之、人爭趨售、居積待価、愈益富饒、或叩其術、汝禧曰、青黄不接之時、鄉民重利借貸、窮者益窮、將成禍患、吾散千金以調劑之、一方錢幣流通、則野無餓殍、非為沽名徼利計也、至市賤鬻貴、適逢時耳、」³⁶⁾

とあるように、温汝禧は地主・仲買商・高利貸（予約買付）によって、急速に産をなしているのである。こうした風潮を背景に、涂家瑞のつぎのような門聯も現れたのであろう。

「涂家瑞、字輯五、毗盧場人、少聰穎為文敏捷、補邑廩膳生、……中略……、尤喜清初顔元・李熾之学、躬試為農業、署門聯云、合士農商以為業、通天地人之謂儒、」³⁷⁾

即ち、彼は士・農・商を三位一体、兼業していることを、門聯に誇らかに大書しているのである。なお、この涂家瑞は光緒二十四年（一八九八年）の余棟臣起義に際して、毗盧場の団総となり、農民識字の者（無産農民を排除）によって一部隊を構成し、治安の維持をはかっている。

次節では、十九世紀中葉以降にみられるこのような新興の支配階層の進出と相前後して、四川省各地に創設され、これらの郷紳層に大きな影響を与えた「局所」についてふれてみたい。

三

嘉慶年間の白蓮教徒の反乱以降、とくに一九世紀中葉のアヘン戦争に始まる外国資本主義列強の侵略の強化、太平天国運動に代表される農民反乱の激発等によって、清朝の支配体制は動揺をきたし、解体の危機に瀕していた。農民戦争弾圧のための軍事費・資本主義列強の中国侵略に伴った賠償金などの費用を、「正糧」の十数倍乃至三十倍に達

する附加税・雑税の増徴によって調達し、保甲・団練の強化によって治安の悪化に対処し、農村社会の秩序を維持するために、郷紳層の積極的協力を必要とするに至った清朝は、彼等郷紳の財政権・軍事権への介入を認めざるをえなくなり、そうしたものとして四川省では各州県につきつきと「局所」がつくられることとなった。

これら清末に設けられた「局所」についての民国『南溪県志』の記述は他の州県の地方志の場合と同様にきわめて簡略であるが、民国『達県志』には例外的にかなり詳しい記述があり、清末四川の「局所」の概略を示しているの
で、やや長文であるが参考までに引用すると、つぎのようである。³⁸⁾

「清、県中設局、自嘉慶初軍需局始、洎後成立之局、由県官委紳士充任、謂之局士、雖無地方自治之名、而有地方自治之実也。

其屬於地方政者、一曰三費局、始咸豐元年、県奉令仿江北斤三費章程、一律興辦、三費云者、一、典史巡檢緝捕費、一、相驗夫馬費、一、命案招解費、委五郷紳士五人、置書算一人、司事數人、凡收租壳穀事項支払案務各費、皆理之、後又置總局、首士一人、二曰津貼局、始咸豐四年初、由糧房兼收、繼委城郷紳士二人司之、隨糧徵收、兼赴藩司報解。三曰捐輸局、始同治三年、委五郷局士各一人管理、達県明月・翠屏占糧多。又有楚翠・著翠・楚明月・著明月之別、著為土著、楚則湖廣人之隸籍者、三郷各一人、而翠屏・明月則各二人、外有管總書算去計九人、收書十二人、冬季事沉、得添雇幫書一人、徵收不足額、則由局士墊解、每届十一月、由知県帖請五郷紳糧籌議、預墊以銀交納、初墊銀、照額派五分之三四申解、開徵捐輸、則在次年三月、民間以錢上納、塾戸每塾銀百兩約收錢一百九十余千、較之市価、浮出錢六七千、六月掃解其銀、全由局士墊出、故每值塾捐無不爭先糶輸、以利之所在也、然因局士捷足先得、外来者每多舛望、逮光緒二十四年、知県陳錫邕限制預墊取息、月息一五、由是積弊稍減、四曰鉄路租捐局、始光緒乙巳年、由県委紳二人辦理、分郷徵收、所設員役、与捐輸局相同。

其屬於地方学務者、一曰賓興局、局有老賓興、始清道光時、設首士一人、有新賓興、始清咸豐時、設首士二人、

又有復設寶興、始光緒時、設首士二人、三年更換、各自為局、二十八年、知縣盧鼎智將三局合而為一、僅留二人管理。二曰學田局、始光緒十三年開辦、十七年設立、局士七人、一司管總、一司書算、餘五人由五鄉著籍紳士舉充、凡支發學署薪水及門斗工食院試棚費冊費常年收租壳穀等、皆屬之、三年一換、由局內請員署派札書兵書各一名、辦理文移案件、派差一名、到局聽事、均酌給以辛力工食、三曰經費局、先是縣書院設齋長二人、管理款項併支付修伙、沿為常例、光緒二十九年、改設經費局、以團練局士兼任、不另支薪、四曰學務局、併學田、寶興、經費三局為學務局、設總理一人、收支二人、文牘、庶務各一人、併設書手、五曰勸學所、始光緒三十二年、就學務局改辦、設視學一員、勸學員五人、有文牘、庶務、收支、書手等、薪工皆有定章。

其屬於地方自治者、一曰保甲局、保甲設局、雍乾以前無聞、嘉慶初、教匪倡亂、奉令嚴辦保甲、亂平之後、遂漸弛矣、咸同之際、亦曾拳辦、以卷燬、事不得詳、光緒初、設城局、委員二人任之、城分四區、各設保正二人、十家為一牌、有牌頭、十牌為一甲、有甲長、五鄉、每場設保正一人、牌甲制同、十三年、知縣孫清士奉札飭辦保甲、分城為一鄉、城內外分區如故、五鄉各場、各拳保正、皆用鄉耆矜監、或由縣官札請、或由紳矜拳充、不限任期、亦無薪水、保正之外、有城約、場約、鄉約等名目、城約、或一街設一人、或數街設一人、各從其宜、無定數、場約、鄉約、每場一人、或數人、亦無定數、其職與保正会同、主理里中獄訟、幹辦差徭公事、由各區紳耆公舉、官為給照、三年期滿、則另行拳報、皆以平民充之、二十年、設團練、與保甲合併、二曰團練局、清嘉慶初、總督勒保檄全蜀州縣、各辦鄉團以平亂、以官督之、事後遂撤、道咸同光以來、或時拳時廢、光緒二十年、川督鹿傳霖以綠營裁撤兵單、匪盜堪虞、札飭州縣、籌款練丁、設團保局、委局士二人、或四人、綜理出入、二十五年、知縣陳錫鬯改團練局、委紳四人會辦、五鄉各設團總、團首等、如保甲制、宣統元年、裁團練、歸警察、三曰警察局、始於光緒三十一年、初任局事者、曰局董、旋稱局佐、又稱警長、警務長、有隊長、區官、巡官、巡長等、至於臨時設置、則有平糶局、局員無定額、城鄉社倉、義倉、均置有社首、倉董、純盡義務、然即城中各局局士、前清之季、每人月支薪津、不過制錢六千文、至團保設

局、其局士月薪僅滿十千文、皆不另支火食、局内職役稍殺者、其薪工各有差、惟其末年、設學務総理、与警察職員、薪津優厚、此為特別者、

以上が清末、達県にあいついで創設された各「局所」の名称とその構成である。四川省内でも、州県によって細部にかなり異同があったようなので、達県のばあいを省内各州県にそのまま一律にあてはめることはできないが、しかし、基本的な点ではまず大同小異であったと考えてよからう。

達県の捐輸局についての記述にみられるように、局に關与した郷紳は苛捐雜税の徴収を請負い、立替えて高利の利息をむさぼり、「糧販⁽³⁹⁾」とともに私腹をこやしていたのである。更に、たとえば、民国「雲陽県志」に、

「故事、每歲秋初、県令肆筵東速城郷紳糧（俗謂襲冠帶者為紳士、有田租者曰糧戸、統稱紳糧）、至官舍、平議税率銀価、謂之議糧、」⁽⁴⁰⁾

とあり、民国「南川県志」に、

「其徴収法、民間無銀、許以錢合価、毎年春初、知県召集大紳議価（其初随糧帶徴之費較輕、而合価特高、當時市価銀一兩不過一千數百、而糧銀合至七千余、官紳吏皆有分潤、張映南等因此上控、自定案七分五後、不許拾価、明増暗減、人便民之、然每兩猶三千一二百、以備貼補虧累）、」⁽⁴¹⁾

とあるように、彼等は税率・銀錢換算率の決定に参与し、それらの操作によって官・紳・吏一体となって民衆の膏血をしぼりとった上、民国「南溪県志」に、

「常・新捐輸共計歲征銀三万六千兩、均由知県委紳設局、同津貼征收、名曰津捐局、每歲起解後、由知県彙報、勸捐紳董議紋有差、」⁽⁴²⁾

とあるように、清朝の賞功に浴しているのである。

団練局・保甲局に關与した団練・保正についても、民国「達県志」に、

「凡各場鎮、皆有保正・団総、以解排是非、幹辦差徭、光緒中、県官信任団保、資為耳目、刊發図記、遇盜竊之案、必由団総印図記於牒、官始准理、寢飯而貪汗之輩、恃図記為護符、徇私納賄、以魚肉鄉民、甚至包攬詞訟、交結書役、流品雜進、而閭里日見疾苦矣。」⁽⁴³⁾

と記されているように、彼等は知県より委ねられた図記（印章）を護符にして、郷民を食い物にしていたのである。⁽⁴⁴⁾

なお、光緒三二年（一九〇六年）、南溪県内の各場鎮に小学校が設けられた際、知県の命令によって各場の団総が学董を兼任、⁽⁴⁵⁾開校資金の調達・運営にあたっているように、郷紳と団総・学董は一体のものであった。

南溪県にも、津捐局・酒税局・鐵路租股局・三費局や、光緒三二年（一九〇六年）学務局に統合された奎閣・考棚・寶興・学田・書院膏火局、また城守局・警察局・城防局などの各局がつぎつぎと設置され、郷紳が徴税等々に協力するという形で県政に介入するようになった。こうして彼等郷紳の気風には大きな変化が生じた。民国「南溪県志」卷四 礼俗篇第八 風俗 士習に、

「其為人上者、忠孝性成、康濟民物、居官奉法、廉直不阿、淑世淑身、具有本末、表裏無瑕、誉滿人口、其次者、刻厲科名、内行淳備、不聞非礼、不与公務、懷刑慕義、讓寵辞榮、囿習拘墟、律身矩度、又其次者、簡樸少文、篤守經訓、身任事畜、勞瘁不疲、不為福先、不為禍始、懷仁抱義、汶汶以終、乾嘉以来之士習、略具於是矣、」

と記され、民国「達県志」卷九 礼俗門 風俗に、

「前清以制科取士、端重品行、故出登仕版者、靡不澄敍官方、其他縉紳先生、連不得志於有司、亦惟閉戸著書、設帳授徒、以遵守臥碑為純謹、以不入官署為清高、以廁身市儈為恥、以結交丁胥為辱、以詞訟刀筆為損德、以佻達城闕為蕩檢、無不父詔其子、兄勉其弟、師勗其友、故俗日以淳、至局所紛設、委紳充任、必得与長官、式尹相周旋、与門役書吏相接、又無論已、」

と記されているように、臥碑の教条を遵守し、官署に出入しないことをもって清高とする郷紳の気風が変り、税金の

請負い等々を通じて官・紳・吏ともども私腹をこやすなど、郷紳と清朝官憲との癒着が強化されたが、このことは県官に対する郷紳の立場をたかめ、彼等の発言力を強めることになった。二・三の例をあげると、つぎのようである。南溪の名門包氏の一族に属する包瑠芳は、家が貧しかったため商業に従事し、信義錢店を経営して産をなし、監生になった者であるが、彼の伝記には、つぎのように記されている。

「咸豐九年、滇匪匪絃州、知県唐炯設城守局、諗其廉直不欺、使主局事、出納數十萬銀、訖無欺蠹、炯敬重之、呼曰包二爺、」(民国「南溪県志」卷五 人士篇第九 賢良 包瑠芳)

「咸豐初、滇賊躡岷、蜀中丞遵義唐公辦賊、自南溪県知県始、而軍餉實資於包二爺、包二爺者、唐公敬公之恒称也、唐公俯視邑紳、独降心於公、以公誠恪為郷里所信嚮、狎克辦万余緡、俾始事有飽騰之觀、偉矣、」(包汝諧「堂叔華魯公家伝」、前掲「南溪文徴」卷一所収)

即ち、包瑠芳は、咸豐九年(一八五九年)に李永和・藍朝鼎らの率いる反乱軍が絃州府城を包圍攻撃し南溪にも危険が迫った際、県城防衛のための軍資金を調達し、知県唐炯から城守局の董理を委ねられたが、数十万兩に及ぶ公金の管理は極めて厳正であった。日頃、南溪の郷紳を尊大に見下していた知県の唐炯も、この包瑠芳に対しては、包二爺と敬称したというのである。

前節でも述べたように、董鎮は身分は県学生員にすぎなかったが、県学斎長として「花生市称捐」を保管し⁽⁴⁵⁾奎閣の管理運営にあたり、また県の河坎・会府の改修費を管理し、⁽⁴⁶⁾光緒二四年(一八九八年)の余棟臣起義に際しては挙人楊名鑑とともに団務を総辦し、宣統元年(一九〇九年)には孝廉方正にあげられ、辛亥革命に際しては挙人曾鶴齡とともに城防局総辦をつとめている。一介の生員董鎮がこのように活躍できたのは、長子の董清峻が諮議局議員にえらばれ捐納によって内閣中書となっていることにも示されているように、董家が当時、南溪県有数の資産家であったことによるものであろう。このような局紳董鎮の行状について、民国「南溪県志」に、

「県中大興革、鎮入座、剖析事理、從容詳尽、閱議俊辯、四座傾服、自光緒十年至清末、歷任臬宰、事無鉅細、皆就諮而行、鎮為政、善持大体、休休有容、契拔芸能、讓善隱惡、以是人無賢不肖、皆敬服之」

と記されているように、光緒一〇年（一八八四年）以降の歴代南溪県知県は、逐一董鎮に相談した上で県政を処理しているものであり、臥碑の教条にしたがえば、本来政治に関与すべきでない生員に属する董鎮が、局紳として活躍、「為政、善持大体、」とあるように為政者として評価されるに至っていることに注目したい。

右にあげた包瑛芳・董鎮は、いずれも南溪県有数の資産家として、その個人的な財力に基づいて県政に参与し、権威を高めたものともいえるが、郷紳層のいわば層としての権威の向上を示すものとして、つぎの事例をあげることができよう。郡学生員で、城中西保の団総となった蕭集和について、民国「南溪県志」には、つぎのように記されている。

「蕭集和、字厚生）年二十許、補郡学生員、家貧授徒自給、既乃歎曰、舌耕寧活賢豪者、丈夫試試不一第、終当以他途顯世、豈有処囊伏穎錐耶、遂任城中西保団総、設茗肆於上正街、招致紳士富室劉光遠・王金城・張正炳・鄒海鵬等數十人、入夜、座客常滿、集和陳述官治張弛地方利弊、研究得失、四座傾聽、故遇事、一倡百和、庶務畢舉、県境縱横百里間、有言蕭厚生者、輒皆知之、南溪政界中、隱然若一敵国矣、……中略……、民国元年卒、」

蕭集和は塾師をつとめて生計の資をえていたが、科挙をあきらめ、別途の立身をはかって城中西保の団総となり、茗肆（茶館）を上正街に設け、劉光遠・王金城らの紳士・富室数十人を招いて政治の得失を論議し、有事の際には、「一唱百和、庶務畢舉、」という政治力を發揮、「南溪政界中、隱然如一敵国矣、」とおそれられるに至った、というのである。著名な資産家の出身ではなかった一介の生員蕭集和も、団総となり、紳士・富室（郷紳層）を結集することによって、このような政治力を獲得することができたのである。

以上のように、郷紳層は清朝の軍事的・財政的危機に乗じて地方政治に介入、彼らの發言権をたかめていったが、

それは必ずしも郷紳支配体制の確立を意味するものではなかった。民国「南溪県志」卷三 武備篇第五 保甲団練に、

「自是（光緒二十四年、永川余棟成仇教、長甯劉昏王庇之、聚衆千人、踞安寧橋、距県境数里、）以後、絞南盜賊滋熾、劫掠時間、安靖地方、非団莫属、長官以勳点団為健吏、紳董以能辦団為幹材、」

とあるように、商品流通の展開に対応し士・農・商の三位一体によって農村集市市場を掌握する郷紳の支配体制は、団練という「地主の武装」・「生の暴力」によってかろうじて維持しうる不安定なものであり、辛亥革命によって異民族王朝清朝が打倒され、地主・農民間の矛盾が前面にでてくると、深刻な動揺をきたすに至るのである。

四

四川省では、宣統三年七月一日（一九一一年九月七日）、鉄道国有反対運動に対する四川総督趙爾豊の血の弾圧をきっかけに、各地で保路同志軍が一斉に武装蜂起し、暴動は四川全省に拡がった。南溪県でも、民国「南溪県志」卷三 武備篇第五 兵事に、

「辛亥十月、富順人涂哲号称保路同志会、率土匪千余人、圍城匝月、滇軍至、乃解圍去、自是以後、兵匪駭、無寧歲矣、」

とあり、また同書同卷の保甲団練に、

「宣統三年九月、同志軍起、渠人拳辦城防、公推董鎮・曾鶴齡為総辦、未匝月而城圍、当是時、城防軍近百人、以熊鏡澄・徐海山・蕭金山為管帶、倉卒応敵、力不支、居民皆登陣守、由是圍城中先後成軍者、曰商軍六十人（由商民釀資供給）、彭正統之、曰城守軍六十人（集合県役而成、由官供給）、朱章・董玉廷・李協卿統之、四門之成軍者、東門曰子弟軍四十人（聚居民子弟成之、費自給）、王濟民・吳憲臣統之、南門曰文明保安軍（皆市井窮民、費

由募給)、近百人、包玉航・温毅三統之、西門曰服遠軍三十人(与南門同)、蕭伯耀統之、北門曰自成桓軍四十人(由屠宰行辦理、費自給)、劉衛三統之、又調西城外之蜿蜒殿團、由武生胡廷弼率領入城助守、諸軍者、快鎗・後膛毛瑟鎗僅十數支、余皆便衣空手、爭入軍火庫、取刀叉・矛戟・抬砲・霹山子母砲・缶子砲以応敵、城上晝夜、轟然若雷、而圍城者殆數千人、亦多便衣空手、其器械更艱窘於城軍、野掠而食、鳥散而獸聚、逾月、滇軍至、城圍解、諸軍解散合併而成新軍、以徐海山・包玉航統之、

と記されているように、隣県富順県の人涂哲に率いられた同志軍が県城を包圍すること月余に及んでおり、これに對して、城内では郷紳董鎮・曾鶴齡を総辦とする城防局が設けられ、南溪県きつての名門包氏の子弟包玉航らの率いる守城の諸軍(約三百三十名)が郷紳たちの手で組織され、官設の城防軍(約百名)と協力して、同志軍の攻城に對峙している。同志軍は赤手空拳よく戦ったが、雲南革命成功後、雲南都督蔡鍔によって四川に派遣された滇軍(雲南援蜀軍)が守城軍の応援に到来したため、やむなく包圍を解いて退散した。

この同志軍の攻撃に際しては、城外鳳凰山麓の孔子廟、龍騰山麓の岑參別墅・龍騰書院が同志軍の屯營に使用され、ためにいずれも荒廢してしまつたといふ。⁽⁵²⁾城内では社倉・常監倉の倉米が民国『南溪県志』卷二 食貨篇第四にそれぞれ、

「(社倉) 宣統三年、城被圍、守陴者無食而譟、乃開倉碾穀、日遍給之、逾月幾耗其半、」

「(常監倉) 宣統三年、城圍解後、辦理善後、動用穀千余石、」

と記されているように、放出を余儀なくされている。また、歲貢生萬永祥(拔貢萬清涪の孫、歲貢姓の子)の伝記にあるように、個々の郷紳の中にも、穀米の放出を余儀なくされた者があつたようである。こうした中で、清朝の専売品であつた塩について、民国『南溪県志』卷二 食貨篇第四 食塩の項に、

「宣統時、塩每劬値錢七十二文、辛亥秋冬、敘南匪擾、劫掠塩舟、沿江賤售、価每劬僅値錢三十、」

とあり、敘南（敘州府南部）一帯では所謂「匪」が塩舟を掠奪し、半値以下の値段で安く売りさばいたことを伝えており、辛亥革命期の当地の「匪」（保路同志会）「土匪」の性格の一端を示している。

保路同志軍の呉城攻撃は、南溪の郷紳に深刻な影響を与えたようで、包崇坦（歳貢包融芳の孫、廩生汝載の子）・曾継助（拳人曾松齡の子）・鍾朝煦（拳人）らの友人青文玉は、伝記に、

「清宣統三年、土匪困城、砲声四震、城且暮且下、文玉懼甚、仰屋歎曰、吾誠知富不如貧、貴不如賤、生不如死、今果然、因日夕縱酒絶粒、不死数日、服鴉片死、」⁵⁴

とあるように、落城の危機を目のあたりにして、恐怖のあまり服毒自殺を遂げており、また毗盧場の人馮宗藩は、

「又有馮宗藩者、毗盧場人、課蒙自給、辛亥十月、匪縱橫規掠、一夕数十炬、呼噪過其門、太息曰、不意人心敗壞至此、大乱將作、吾不忍見矣、明日解衣投水而死、」⁵⁵

とあるように、世情の不穏に大乱を予想し、前途に絶望して投身自殺している。このような事態は、南溪県にのみ限られた現象ではなく、たとえば前出の達県においても、尹鼎三（県会副議長）・唐雅南（鞋工）・李康侯（孝義会の首領李紹伊の子）らの率いる民軍の呉城攻撃に直面して、城内では局紳王爾玉（拔貢）・紳糧段眉卿（文生）が自殺したことを、梅吉菴の「回憶辛亥革命達県的情景」⁵⁶は伝えている。なお、この尹鼎三は、達県入城後、ただちに代理達県正堂尹示なる署名の下に民兵の速かな解散を告示し、旧清朝の知県の官轎に乗り旧来どおりに供を従えて民軍兵士の駐屯地を巡遊したため、清朝の官吏となら本質的に変りがないとして民兵の怒りをまねき、僅か半日で失脚、尹半天の異名を残した人物である。⁵⁷

このような辛亥革命の影響は、南溪県郷紳の処世態度にも変化をもたらした。前節で述べたように、董鎮は「閔議俊辯」にして聞く者を敬服せしめ、歴代の知県も県政処理に当っては一々董鎮に相談したといわれているが、この董

鎮について、伝記に、

「(宣統)三年、土匪圍城、城人推鎮為城防局總辦、鎮密運方略、內輯衆志、外挫寇氛、卒能固守待援、危城獲濟、國變後、政局紛更、朋儕落莫、乃絶口時事、如有隱憂、⁽⁵⁸⁾

と記されているように、辛亥革命に際しては城防局の総辦として活躍したものの、革命後は、時事に介入するのを避けている。また、清末、県の要衝仙臨場の保総をつとめた顧朝植について、伝記には、

「先輩賞其才辯、舉為仙臨場保総、仙臨為東北孔道、毗連富順、林箐遼茂、易藏奸宄、朝植編連保甲、嚴連坐之法、法不姑貸、盜賊遠徙、因以次儲積穀、辦學校、濬教養之源、……中略……、朝植精神滿腹、声宏而辯、広座快談、如懸河注水、纏纏不竭、里閭閩訟就直、曉譬委曲、而論斷明決、友朋急難、赴若飢渴、捐糜財力弗恤、國變後、郷俗大敝、慨然謂、禍善福淫、天道乖迕、盪決弗已、浩劫將至、乃閉戸誦經、不修人事、有造訪者、閉目緘口、了不酬對、(民国)十年乃卒、⁽⁵⁹⁾

とあるように、清末に仙臨場保総として才腕を發揮し、時事を論じては懸河の辯をふるった顧朝植も、辛亥革命後は世間との交渉を断ち、災禍の及ぶのをさけ、保身をはかっている。

清末に宋家場の保総をつとめた張天池についても、民国四年(一九一五年)の南溪県知事鍾宝華の治蹟に、

「宋家場張天池者、前清保総、頗持正、為羣小所嫉、引退力田種桑、不履城市、宝華貽之書曰、前道経珂里、亟思一攀清話、迨遣人問訊便已、鴻飛冥冥、室邇人遐、悵惘曷已、父老苦盜賊、久矣、勢須保伍連郷、以治其源、明勅法、以善其後、權責專屬於守土、而贊勳分寄於士紳、澹台讓明流風未沫、雅不欲先生為泄柳段干之統也、案牘麤集、不獲束帛邱園希風問道、特修函劬駕、并循例備具公牘、明知官書敦促、不可以瀆名賢、惟值此水深火熱之時、而区区道周杖杜之私、当為先生所特許也、天池父正笏誦之、垂涕曰、賢宰下士如此、絶之、非人情、然一受羅致、能保此後守是邦者、皆鍾君乎、且世變方亟、宜慎出処、勿貽悔、天池遂辭謝、⁽⁶⁰⁾

と記されているように、張天池もまた、鍾知事の懇切な出馬要請を固辞し、社会的活動から身を引くことによって、保身をはかっているのである。

事実、こうした董鎮・顧朝楨・張天池らの配慮は、決して杞憂ではなかった。李端場の武拳人（一八八五年）李進山は、武進士（一八八六年）で広元県守備となった李宣堂の弟であるが、彼は、清末、牟坪場から隣県長寧県の開福寺・梅家場にかけて「盜賊」が出没し李端場がその根城とされるにいたると、附近の住民を糾合して東山寺団をつくり、弟の武生瑞卿を団総にあげて、ともに「匪」の掃討にあたり、彼等のうらみを買っていたが、民国三年（一九一四年）、清明節の墓参の帰途に、すきを狙われて「賊」に暗殺されている。⁽⁶²⁾ 同様に、山村壩の団総として「匪」の掃討で名をあげた（「殺匪有声」）李紹笏も、同年九月、家路への帰途を襲われ暗殺されている。民国五年には、宋家場の人張天象、仙臨場団練隊長蕭芝富、長興場の武拳人（一八九七年）羅貞邦、翌六年には留賓場の民団管帶余泌之らが「匪」に殺されており、翌七年には、民国初年の県議事會會員で四年の議會解散後毗盧場の団総になっていた張天銳が「匪」の怨をまねき暗殺されている。⁽⁶²⁾

南溪県では、団防総局・保衛団総局など時期によって名称に多少の変動があったが、県の団練を統轄する団練総局は、つぎのような郷紳たちによって主宰されていた。光緒二四年の余棟臣起義に隣県長寧県の劉昏王が呼応、衆千人をあつめて県境の安寧橋によつた際、董鎮・楊名鑑（拳人）が団務の総辦に当たつた後、前述のように、宣統三年には董鎮・曾鶴齡が城防局の総辦として活躍した。辛亥革命後、民国元年十月に団練総局が置かれたが、蜀軍政府によつて軍務長に委任された張学鈞（武生、清末の瀘州都司、前述張氏の一族）と何械（拳人・一九〇二年）がそれぞれ正・副局長に選ばれ、何械の辞職後は包玉航が副局長に就任、翌二年九月には包玉航が正局長になり、翌三年十月に張学鈞が正局長兼警備隊長に復帰、同五年護国軍起義の折、張学鈞が職を去り、再び包玉航が正局長に就任した。この南溪県団練局長包玉航は、翌六年七月練丁を率いて留賓場へ「土匪」掃討にむかう途中を迎え撃たれ、逆に捕虜と

なり、そのあづく同月十六日夜には、数百名の「匪」が県城に押し入り、監獄をやぶり辛亥革命の際県城防衛に功績があつたといわれる燕国恩（名医燕蘭・楷兄弟の子）をはじめとする紳商數十人を捕虜にして引き揚げていた。⁽⁶³⁾その後の南溪県の状況について、民国「南溪県志」卷三 武備篇第五 保甲団練には、

「而城以外、則東西北三面淪為匪窟、知事号令不出國門、鄉村均被劫、團民之慊於匪者、或死或逃、農人拳家棄田廬、遷城避難、其余或傾貲以贖命、或戴賊以自豪、而焚殺擄掠之禍、仍不能免、」
とあり、郷紳支配体制が深刻な危機に見舞われていたことを伝えている。

その後、同年十月には拳人曾鶴齡の子継声を局長にして団練の再建がはかられ、翌七年「匪勢猖獗」をきわめたので、宜南警備司令部が設けられ、司令官に張学鈞、副司令官兼第一営営長に曾継声、第二営営長に劉景光（県立高等小学校校長）、第三営営長に毛継亨（炭鋸主、民国初期の県議事會議員、県北区団練）、第四営営長に張学房（李莊鎮第六団練）、第五営営長に曾憲彬（恩貢・県議事會議員曾昭穎の子、第五区區団練、第十八区區立小学校校長）がそれぞれ就任した。七月には滇軍が大挙して来県、「清郷」した後、後に人民解放軍育ての親となった朱徳が滇軍の旅長として来駐⁽⁶⁴⁾。雲南の人譚善洋を県知事に任命して、宜南警備司令部を郷兵五營に改編し、張学鈞を督辦とし、団防総局を保衛団総局に改めて曾継声・包舜（前述包氏一族）に主宰させている。⁽⁶⁵⁾

その後、幾多の曲折をへて、民国一七年（一九二八年）になると、「共党」（共産党）が農民協会の下に「郷愚」「盲從景附徒党」を組織し、「煙苗捐」「印花税」に反対していたが、閏二月十七日牟坪場に蜂起し、⁽⁶⁶⁾時の南溪県団練局長洪明海・川東省視学洪明江（民国元年四川省議會議員）兄弟の父洪有信と有信の孫丕徳を殺害すると、翌日には宋家場の民団が隊長李某を殺して叛旗をひるがえしこれに響応、⁽⁶⁸⁾さらに二十日には「外東土匪」が仙臨場に至り団練顧朝楷（前述顧朝楨の弟）と従子の仙臨場団局書記顧廷佑（敘州中学卒、元城外西保団練）を殺害して合流している。⁽⁶⁹⁾こうして「地主の武装」といわれる民団が、共産党の影響の下、郷紳地主に叛旗をひるがえし、郷紳たちに「民

団之不足恃⁽¹⁰⁾」ことを示して、「全県震動」⁽¹¹⁾せしめるに至ったのである。

〔補〕前述のように、雲南革命成功後、雲南都督蔡鍔が四川革命支援ということで派遣した滇軍が、南溪県城を攻撃する同志軍を支援しないで、県城防衛にあたった郷紳たちを支援したため、同志軍はやむなく県城の包囲をといて退散せざるをえなかった。このように、滇軍が四川革命を推進した同志軍と敵対した事態は、四川の各地に起っている。

△絳州府▽一九一一年二月五日、同志軍の胡重義・羅梓舟・官聯升らは、同盟会の李貞白・曾駿声・周子莊らの仲介で清朝の絳州府知府陳周礼を都督として川南軍政府を建立したが、謝汝翼らに率いられた滇軍は、目的は北伐であり、地方政治には干渉しないという宣言を反故にして、十二月二日夜半突如同志軍に攻撃をかけ、胡重義の率いる同志軍二万人を撃破し、同志軍標統官聯升・川南軍政府軍政部長劉履階を殺害、川南軍政府參謀長曾駿声を逮捕し、謝汝翼の率いる梯団の書記彭和叔を宜賓県知事に任命して、叙城の軍・民・財政権を一手に掌握した。⁽¹²⁾

△富順県▽張桂山は、一八九八年の余棟臣起義に参加、余棟臣らの投降後も清朝への帰順を拒否して山中でゲリラ活動をにつづけていたが、一九一一年、同志軍の蜂起に呼応して下山、同志軍の一部将として活躍した。この張桂山や同盟会員の富順県司令范華齋らの率いる同志軍一万余人が、滇軍によって武装解除され、張・范は殺害された。⁽¹³⁾

△自流井▽邛州巡防營書記周鴻勳は、清末、同盟会に入会、哥老会を通じて同宮の士兵二百余人を組織していたが、同志軍に呼応して蜂起し、各地を転戦奮闘していた。彼もまた、自流井・自貢の紳商層の依頼をうけた滇軍によって殺害されている。⁽¹⁴⁾

△合江県▽叙永県の名門の子弟黄方（黄家は興隆場の場主といわれる。兄尊瑞は拳人、凌雲県などの知県を歴任）は川南師範在学中に同盟会に加盟、光緒三十三年（一九〇七年）に同盟会員楊維らと成都で武装蜂起を謀って逮捕・投獄されたが、成都の革命によって出獄し、川南総司令として瀘州に赴任した。時に、瀘州府属の合江県では県城が二カ

月余りにわたって同志軍に包囲されていたが、清朝の県令黄炳燮は黄方を迎え入れて投降、開城した。黄方が合江県の接收をおえて瀘州に戻る途中、黄方と同じく同盟会員の黄子和大隊長の率いる滇軍が、攻撃をしかけ、黄方とその部下を殺害した。これは、合江城内にあった塩税三十余万両の奪取が目的だったようである。⁽⁷⁶⁾ なお、この黄子和は、李佩珩の「随唐继堯入黔憶事五則」⁽⁷⁶⁾によれば、その後、革命支援という名目で貴州に派遣された援黔滇軍に合流するため、四川より貴州に向かったが、その途中、部下に刺殺されている。行軍中、黄子和が運ばせていた銀は五十両・十両・五両の高額の銀塊ばかりで途中で小銭にくずすことができず、その結果、部下への給与の支給がとどこおり、多額の軍資金を黄子和が一人じめしようとしているのではないかという疑惑・不満を招いたためだという。

以上のように、援蜀滇軍により四川各地で四川革命を推進した人々が殺害されている。滇軍側の主張に従えば、殺害された人々はいずれも同志軍に名をかりて乱暴掠奪をはたらいた「匪」・「民賊」であり、滇軍は「除暴安民」したということになる。滇軍の主張するような現象が、同志軍の中にみられたことは、恐らく否定できないであろう。しかし、滇軍は貴州省でも、自治学社（革命派）の人々が革命に成功し権力をにぎっていたのに対して、憲政会（改良派）を支援してクーデターを強行し、自治学社系の人々を多数殺害、改良派が旧勢力とともに権力を掌握するのをしてきている。⁽⁷⁷⁾

このような滇軍の四川・貴州両省における行動は、偶発的なものというよりは、滇軍の本質的な性格を反映しているように思われ、後の護国軍起義を評価する上でも見のがすことのできない問題をはらんでいる。いずれ稿をあらためて検討したい。

註

1 県志の編纂年次と、編纂にたずさわった人々の姓名をあげるとつぎのようである。

第一次、康熙三十五年（一七一八年） 纂修 王大騏（知県）

第二次、嘉慶一七年（一八二二年） 纂修 胡之富（知県）

協修 李映瀾（教諭）、郭士坑（訓導）

編輯 包字（举人）、韓国琳（貢生） 楊 混（増貢生）

分採生員 包 寬、羅仕輔、楊清菴、鄧邦顯、廖景游、郭錦堂、高明烈

督刊 朱大理（典史）

監理 高相（監生）

第三次 道光一十九年（一八三九年）

増修総纂 翁紹海（知県）

協理 鞠汝欽（教諭）、鄧雲從（訓導）

編輯 寧興俊（歳貢生）、楊 理（副貢生）

校閲 萬清泖（廩生）、巫 峻（廩生）、陳繼助（附生）、鄧芝山（附生）、鄧邦直（附生）、

邱世俊（附生）、林秀蔚（附生）

督刊 巫紹洙、王席琳、郭錦雯（俱監生）

第四次 同治一三年（一八七四年）

総纂 福 倫（知県）

纂修 胡元翔（浙江山陰 監生）、唐毓彤（江蘇上元 附貢生）

協理 段成章（教諭）、衛閑道（訓導）

督刊 魯 祺（典史）、戴玉榮（汎防）

校閲 黄炳章（歳貢生）、王家寶（附生）

繕稿 劉輔臣

繪図 陳 澧（附生）

第五次 民国一二年（一九三二年）

採訪 包本芳（増貢生）、高瑞菴（廩生）、温以恭（廩生）、包汝雲（増貢生）

督修 李凌霄（知事）、傅春霖（知事）、秦九成（県長）、陳楚湘（県長）、費遇舜（県長）、

左歎歎（県長）

総修 鍾朝煦（挙人）

協修 温汝航（廩生）、萬定宜（廩生）、郭選芳（增貢生、日本宏文師範卒、理化府知事）

分纂 黄開寅（恩貢生）、黄開第（挙人）、高 僖（挙人）、王建棠（歲貢生）、董 鏞（增貢生）、羅紹蘇（增貢生）、蕭集榮（廩生）、包湛文（增貢生）、歐陽家彦（增貢生）

採訪 王良鎮（一区）、王立生、陳元卿、李登第、熊厚堂、周 琨（歲貢生）、蔣伯瓚、顧斐然（二区）、林樹人、唐偉雲、龍成九、趙雲驥、周貞臣（三区）、王丕治（庠生）、張維藩、胡拔奇、馮家珉（庠生）、張富文（庠生）、張正珩（增貢生）、雷峻昭（四区）、曾憲彬（庠生）、周明五、廖良臣、趙通洲、涂武昭、李香樹（五区）

事務 黄哲修（四川通省師範卒）

監印 周鍊臣、闕舜臣、廖蘊怡

校对 謝江銘

民国『南溪県志』卷六 附修志人員姓名表による。

2 鄭勳俊編著『四川新地誌』（正中書局、一九四六年）三一〇頁所載の「表一 四川各県面積・人口・密度・県等」によれば南溪県的面積は九五七平方科であり、四川省一三五県の中、広い方から第一〇三位である。

3 民国『南溪県志』卷二 食貨篇第四 近三百年民生消長状況「表一 近三百年戸数比較」によれば、同治一三年（一八七四年）三五七八戸、民国五年（一九一六年）五七七五七戸、民国二〇年（一九三一年）三六五四〇戸。四川省政府建設庁調査によれば、四五八九一戸（張肖梅『四川經濟參考資料』第二章 人口 B二頁、一九三九年）、四川省政府民政庁調査によれば、四六二九八戸（張肖梅前掲書B八頁）

4 前掲民国『南溪県志』の「表二 近百年丁口比較」によれば、同治一三年一一三九三九人、民国五年三二五四五九人、民国二〇年二五九五七三人。四川省政府建設庁調査によれば、二五五二〇七人（張肖梅前掲書B二頁）、四川省政府民政庁調査によれば、二五六二二七人（張肖梅前掲書B八頁）。前掲『四川新地誌』五頁によれば二六七三四六人である。

5 前掲『四川新地誌』三一〇頁所載の「表一 四川各県面積・人口・密度・県等」による。前掲『四川經濟參考資料』第一章 土地の「四川省各県土地・面積及人口密度統計表」（A一―七頁）によれば、南溪県の人口密度は二六六・六七人であり、四川

省第一六区までの一三四県の中、第五四位である。

6 前掲『四川經濟參考資料』所載の「四川省農民人口歴次調査」(B八頁)によれば、四川省の農民人口は、つぎのようである。

四川省農戸及農民人口歴次調査統計表

人		口		農 戸		農 民	
民国七年農商部總計	調査数	五二、〇六三、〇〇〇	三、〇六八、〇〇〇	三〇、三四〇、〇〇〇	五八	農民佔人口百分率	
	佔全国	第一位	第三位	第三位	第十三位		
中国農村資料	調査数	四七、二六三、五三八	四、九七五、二五二		第六八・五		
(民国二二年)	佔全国	第一位	第四位		第十九位		
二二年以後南京	調査数	四七、九九二、二八二		二五、八七一、三〇一	五四		
国民政府調査	佔全国	第一位		第三位	第十二位		

同書所載の四川省政府建設庁調査によれば、四川全省と南溪県の農戸数、農民数、人口、農民の人口に占める比率は、つぎのようである。

農戸数①		農民数①		人 口②		農民佔人口百分率	
南 溪 県	三六、七二三	一九一、四四七	二五五、二〇七	七五・〇			
四 川 省	六、三九七、一六二	三四、二二五、八五四	四九、三〇〇、七七一	六九・四			

① 四川省政府建設庁調査各県農戸及農民人口統計表による。
 ② 四川省各県戸口数目統計表による。

7 周詢『蜀海叢談』卷一 制度類上 各庁州県

8 前掲『四川新地誌』五頁

9 『金沢大学法文学部論集』史学編第二二号所載

10 同治『南溪県志』の人物志には、本文にあげた行誼・孝弟・儒林・文苑の各項目の外に、官績の項に登載されているのは七名とも明代の人物であり、清代の人物は含まれていない。忠義の項に登載されている清代の人物は、高海鳳・侯元相・張学寛(県の衙役をやめて従軍、起身して千総になった張汝楫の子)・鄒銀寿・蕭東昇の五名の他は、咸豐十年の「滇匪犯境」の際、戦死した团勇五四名・紳民一四二名の姓名が列挙されているにすぎない。多少の事蹟が記されている高海鳳ら五名の中、郷紳層の子弟かと思われるのは、明の総兵侯良柱の十二世の孫にあたる武举人(一八四六年)侯元相のみである。彼の場合も、子応昌が父の戦死によって雲騎尉を世襲しているが、以後の子孫の消息

は不明である。割股(一名)・大年(五名)・寿婦(五名)・義夫(三名)・仙釈(一名)・流寓(二名)の各項に登載された人物については、一々姓名をあげて検討するのを省略したが、たとえば寿婦鄧王氏(例贈儒林郎鄧坤寿の妻、道光元年(一八二一年)百歳卒。子德芳は候選布理問、孫邦顯は歳貢生・県志(一八二二年)分探、邦品は拔貢生(一八一三年)、邦直は附生・県志(一八三九年)校閲、曾孫芝山は附生・県志(一八三九年)校閲、芝龍は附生)の場合、以後の子孫の消息は、民国『南溪県志』に何等の記述もなく不明であり、鄧氏は昔日の面影を失い没落したものであると思われる。同様に、その他の人物の場合も、いずれも子孫の消息は不明である。

11 五十歳で生員となった韓爾富の次子国琳は、父爾富と同年(一七七二年)に生員、嘉慶十五年(一八一〇年)に恩貢生となり、県志(一八二二年)の編輯に当たっている。国琳の長子世縉は歳貢生で一八二四年卒、世縉の孫大桂(九歳で父沢溶を失い、訓蒙自給)は妹の離婚訴訟をめぐる知県雷爾富と争い、一時、生員の資格を剝奪されたが、光緒年間に歳貢生で死亡。韓爾富の子孫の消息は、このように光緒年間まで確めうるが、それ以後の子孫の消息は不明である。

12 恩貢生陳宝書の子耿光・炳光とともに生員、耿光の子芬は光緒年間の歳貢生、菴は廩生であるが、以後の消息は不明である。
 13 拔貢生(一八二五年)羅維静の父羅仕輔は嘉慶年間の歳貢生、兄維謐も咸豊年間の歳貢生、子肅は同治一三年(一八七四年)の進士で江西省高安県・上高県知県・嘉定府教授を歴任、一八九〇年卒。肅の子敦厚・敦翰(生員)・敦裕の事蹟、及び以後の子孫の消息は不明。

14 王崇本「包楽山明経墓表」(民国「南溪県志」附『南溪文徴』卷三所収)

15 民国『南溪県志』卷一 輿地篇第一 壇廟寺観 天上宮

16 前掲書 同巻 城市。包鴻は、瀛洲閣の再建にも出資・協力している(前掲書 同巻 勝蹟 瀛洲閣)。

17 学嵩は、民国『南溪県志』卷一 輿地篇第一 勝蹟 映南塔、同書卷三 選舉篇第六 科挙 表九 歳貢、同書同巻同篇 封蔭 表一、および前掲王崇本「包楽山明経墓表」では学崧(字は楽山、包鴻の第四子、子弟は宗・字・密・実・憲の五子)と記されている。他方、同書卷五 人士篇第九 賢良には、学嵩(字楽山、子弟は六子とあり寛を加えている)として列伝をたてている。前掲『南溪文徴』巻一 には、包寛の孫汝諧による叔父欣芳の伝記「叔父雲臺公行述」があり、そこには曾祖鴻、祖富嵩、本生祖学嵩、考寛と記されている。本文では、近親者汝諧の記述に従った。

18 前掲包汝諧「叔父雲臺公行述」。民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 賢良 包汝雲。

19 註1参照。

20 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 善行 明 張繼宗。同書卷三 選舉篇第六 科挙 表二 挙人には、張冲・張翹の二人の名前は登載されていない。同表の附記によれば、この二人は、『張氏家乘』にそれぞれ万曆・崇禎年間の挙人と記されているが、『四川通志』には名前があがっていないため、表には登載しなかったとあり、果して挙人であったか、否かは疑問である。

21 民国『南溪県志』卷四 礼俗篇第八下 風俗 氏族 四区、張学颺「張氏家譜序例」(前掲『南溪文徴』卷一 所収)

22 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 賢良 張瑤

23 註21参照

24 註1参照

25 民国『南溪県志』卷六 列女篇第十 節に、

「温興偉妻李氏 增生以奎母、年二十三夫故守節、卒年四十八歳、」

とあるのが、温興偉にふれた唯一の記述である。

26 民国『南溪県志』卷六 列女篇第十 節には、

「王大祥妻包氏 庠生宗之女、增生家珍之母、年二十六夫故、矢志撫孤、卒能發名成業、孫五人、声和・声鑾・声鶴均有声譽序、……」

とあり、祖父家珍の母は、包学嵩の長子宗の女である。

27 民国『南溪県志』卷六 列女篇第十 節には、

「董恒恭妻劉氏 思誠母、年二十三夫故守節、卒年六十二、孫黎庚午科挙人、釜庠生、曾孫清瀛亦庠生、学使何紹基以葆節延祺旌其閭、」

とある。

28 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 公益 顧朝楨

29 a 民国『南溪県志』卷六 列女篇第十 節に、

「顧代訓妻盧氏 庠生正洪母、年二十余夫故、矢志撫孤、長正洪庠生、次正海善居積、長孫朝鈞・曾孫廷澧皆有声譽序、氏持家勤儉、卒年六十四、」

「顧正昭妻袁氏 正曜妻周氏、袁氏国嘉女、年十八夫故無出、善事祖姑翁姑、後夫弟正曜生子朝洲、甫弥月、奉翁元佐命出繼之、重大宗也、氏以養以教至於成名、朝洲已酉拔貢、朝考以州判用、周氏太学生慶雲女、朝洲本生母、年二十一歸正曜、旋以家遭重劫、具令抑之、正曜挺身上訴被械婦、齎恨而没、氏矢志柏舟、奉重幃以孝聞、事妯氏礼貌有加、家政同肩、梳書共課、以子

遺重烈、具令抑之、正曜挺身上訴被械婦、齎恨而没、氏矢志柏舟、奉重幃以孝聞、事妯氏礼貌有加、家政同肩、梳書共課、以子

遺重烈、具令抑之、正曜挺身上訴被械婦、齎恨而没、氏矢志柏舟、奉重幃以孝聞、事妯氏礼貌有加、家政同肩、梳書共課、以子

遺重烈、具令抑之、正曜挺身上訴被械婦、齎恨而没、氏矢志柏舟、奉重幃以孝聞、事妯氏礼貌有加、家政同肩、梳書共課、以子

遺重烈、具令抑之、正曜挺身上訴被械婦、齎恨而没、氏矢志柏舟、奉重幃以孝聞、事妯氏礼貌有加、家政同肩、梳書共課、以子

遺重烈、具令抑之、正曜挺身上訴被械婦、齎恨而没、氏矢志柏舟、奉重幃以孝聞、事妯氏礼貌有加、家政同肩、梳書共課、以子

遺重烈、具令抑之、正曜挺身上訴被械婦、齎恨而没、氏矢志柏舟、奉重幃以孝聞、事妯氏礼貌有加、家政同肩、梳書共課、以子

遺重烈、具令抑之、正曜挺身上訴被械婦、齎恨而没、氏矢志柏舟、奉重幃以孝聞、事妯氏礼貌有加、家政同肩、梳書共課、以子

遺重烈、具令抑之、正曜挺身上訴被械婦、齎恨而没、氏矢志柏舟、奉重幃以孝聞、事妯氏礼貌有加、家政同肩、梳書共課、以子

遺重烈、具令抑之、正曜挺身上訴被械婦、齎恨而没、氏矢志柏舟、奉重幃以孝聞、事妯氏礼貌有加、家政同肩、梳書共課、以子

朝洲貴与袁氏同受五品、封旌表節孝建坊于長興場較場壩、

「顧劉氏、劉家場人、宇廷妻、庠生朝章母、治家有道、礼法可風、現年九十一、」

民国『南溪県志』卷四 礼俗篇第八下 風俗 氏族 二区に、

「顧氏、当咸同時、自城達仙臨場、足不履他姓地、其族為文武生者數人、有地師、相其墓曰、与我金、易其嚮、中必豐雙、信之、其後同人文武庠者、代沢・代蠶・芬芳・瀛芳・正鄰・朝鈞・朝洲・朝楨・朝楮・朝敏・廷澧、均兩人同榜、亦異事也、」

29 b 南溪県の科挙合格者を、道光三〇年（一八五〇年）以前の約二世紀間と咸豐元年（一八五一年）以降の約半世紀間とにわけてみると、咸豐以降になって科挙合格者が激増していることが明らかになる。彼等科挙合格者について、先祖・子孫の事蹟・消息を検討しても、本文と同様の結論に到達するが、一々検討の煩を省き合格者数のみを示すと、つぎのようである。進士五名（一名・四名）、挙人四二名（二〇名・二二名）、恩賜挙人五名（一名・四名）、恩貢二七名（合格年次不明）、拔貢一九名（一名・六名）、優貢四名（零名・四名）、副貢六名（四名・二名）、歲貢一五一名（一〇二名・四九名）。民国『南溪県志』卷三 選舉篇第六 科挙による。

30 民国『南溪県志』卷二 財賦篇第三 糖税の該当部分を示すとつぎのようである。

「清光緒三十四年、川督趙爾巽奏濟辺藏軍餉、奏准於資州設糖捐正局、產糖州県、分設局所、由省經徵總局委員稽徵、并飭地方官協辦、南溪設南長江糖稅分局、局駐縣城、局長王樹槐調查、県屬瀘糖（買糖之戸）得一百五十八家、糖房（代搗糖戸）得三百七十二家、是年開徵、每觔糖稅錢四文、計產糖九百七十二萬觔、收稅錢三萬八千八百八十兩、惟事屬創辦、郷民不諳章程、動權禁網、而司丁等因縁為姦、需索留難、橫加拘罰（原章載偷瀘糖觔五倍処罰、經手自蝕十倍処罰）、商農駭愕、畏如鬼神、事後被拘罰者、憤而閉棚歇業、鋤滅蔗種、指為不祥、由是糖区銳減、宣統二年、產糖額五百萬觔、僅收錢二萬兩、民国初、長寧糖稅劃歸該県徵收局代辦、易名南長江糖稅分局、於李莊鎮設臨時分卡、五年改每觔徵銀四星、其時漏糖僅存三十五家、糖房僅存一百四十二家、歲產糖額僅三百余萬觔、加以易錢為銀、稅率益增、産区日隘、旋奉四川財政庁令飭報解稅款、以清宣統二年為比較、否則記過撤職、由是局長勒令糖房、自開搗之日始、雙搗晝夜班、每日以六百五十觔為標準、單搗以四百觔為標準、即出糖無多、亦令照數補足、藉敷解額、農民不堪其擾、種蔗愈稀、十年、永寧道尹以歲收不足、令按旺淡月份、分攤提解、旺月銀六百兩、淡月銀四百兩、於是歲解銀六千兩、近年二十四軍軍司令部令為包案、歲由局認解稅銀七千二百兩、以此推之、歲產糖稅不及二百萬觔、較之光緒末年、僅存百分之二十而已、」

31 周詢『蜀海叢談』卷一 制度類上 各庁州県 南溪県知県

32 周詢前掲書 同卷 南川県知県。韋麟書總纂『重修南川県志』卷四之一 食貨 清朝田賦（甲）地丁・契稅

- 33 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 賢良 曾鶴齡
- 34 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 死事 洪有信
- 35 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 賢良 高瑞芝
- 36 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 善行 温汝禧
- 37 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 賢良 涂家瑞
- 38 吳德準等纂『達県志』(民国二二年刊) 卷七 官政門 民職
- 39 「糧賦之輸、春開徵而秋冬完畢、此定例也、旧祇地丁曰糧、咸同以來、始有津貼・捐輸、每年孟春、臬官折柬延城鄉紳耆議糧、遇閏、則略增、惟正糧・津貼為然、而捐輸無定額、多寡派自省署、前与津貼分設局、自改設經徵、則混合而為一矣、旧有包攬上糧者、曰糧販、每值開徵之時、糧販預先措備銀數百金、繳納於糧、以為庄金、於是指定某保某甲并其鄰場之花戸所有串票、悉行裁庄、且約以後上銀取票、即有花戸親身投糧完納者、不得攪票以去、而為糧書者、牽糧販之踴躍、凶手統之省便、孰不牽於將事也哉、至捐輸、向由富紳預墊、取利最厚、徵額較正糧加數倍、而花民更須託糧販代完、在富家以專丁赴糧、則往來之費用殊多、既有代完之人、而我僅略酬辛勞、亦屬計之得者、其在貧乏之戸、值青黃不接之時、深懼追呼、以為糧販代完、則取償之時日或寬、詎知糧販握票在手多一日即多一日之利、若久不取票、必至串通糧差、鎖押勒索、不倍蓰不止也、若夫墊糧之差、其貪酷尤甚、每年撤糧之後、必有若干小戸拖欠不完者、則悉由差役墊繳、糧書割票与之、差役下鄉、詢知為某某之糧、而拘而執之、鎖而辱之、索取之金錢、恒超正數什伯以上、其他開鍊有費、口案有費、輿馬鞋脚又有費、一任其剝削敲詐、而莫敢誰何、困課苟不早完、其受害乃至於此、清末、又有鐵路租捐、幸取之有田之家、而未及貧民、然墊糧之弊、固愈出而愈烈也、」(前掲民国『達県志』卷九 礼俗門 風俗)
- 40 劉貞安等纂『雲陽県志』(民国二四年刊) 卷九 財賦 捐輸
- 41 民国『南川県志』卷四之一 食貨 清代田賦 (甲) 地丁
- 42 民国『南溪県志』卷二 財賦篇第三 田賦
- 43 民国『達県志』卷九 礼俗門 風俗
- 44 清末、四川の局と局紳の実態については、小野信爾氏の左記の論稿を参照。小野信爾「四川東郷袁案始末——清末農民闘争の一形態——」(『花園大学研究紀要』第四号、一九七三年三月刊、所収)
- 45 民国『南溪県志』卷三 教育篇第七 城郷初級小学校
- 46 民国『南溪県志』卷二 財賦篇第三 花生市称捐

- 47 民国『南溪県志』卷二 治制篇第二 公益事業 奎閣
- 48 民国『南溪県志』卷二 治制篇第二 公益事業 書院膏火局、同書同卷同篇 治績彙紀 俞昌言
- 49 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 文学 董清峻
- 50 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 賢良 董鎮
- 51 民国『南溪県志』第五 人士篇第九 賢良 蕭集和
- 52 民国『南溪県志』卷一 輿地篇第一 壇廟寺觀 孔子廟、同書同卷 勝蹟 岑參別墅、同書卷二 教育篇第七 書院。
- 53 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 賢良 萬姓
- 54 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 死事 青文玉
- 55 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 死事 青文玉 附馮宗藩
- 56 梅吉菴「回憶辛亥革命達県的情景」(中国人民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會編『辛亥革命回憶録』第三集、中華書局、一九六二年、三一六一—一八頁)
- 57 前註56、および民国『達県志』卷二〇 紀事
- 58 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 賢良 董鎮
- 59 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 公益 顧朝楨
- 60 民国『南溪県志』卷二 治制篇第二 治績彙紀 民国 鍾宝華
- 61 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 死事 民国 李進山
- 62 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 死事 民国 李進山 附李紹笏、張天象 附蕭芝富等、余泌之、張天銳。
- 63 民国『南溪県志』卷三 武備篇第五 保甲団練、同書 卷五 人士篇第九 賢良 萬姓
- 64 民国『南溪県志』卷三 武備篇第五 兵事 附民国以来県城駐軍表、同書同卷同篇 保甲団練
- 65 民国『南溪県志』卷三 武備篇第五 保甲団練
- 66 民国『南溪県志』卷三 武備篇第五 保甲団練 民国一七年の条
- 67 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 死事 洪有信
- 68 前註66参照
- 69 民国『南溪県志』卷五 人士篇第九 死事 顧朝楨、および前註66参照。

- 70 前註66參照
- 71 前註66參照
- 72 賴健侯「敘州府獨立和滇軍侵占川南」(前掲『辛亥革命回憶錄』三、二八三—二八六頁)
- 73 但懋辛「四川辛亥革命親歷記」·陳日剛「大足同志軍」(前掲『辛亥革命回憶錄』三、二六一—四一頁·二五八—七一頁)、向楚等纂『巴縣志』(民國二十八年刊)卷二二 蜀軍革命始末
- 74 向楚遺稿「重慶蜀軍政府成立親歷記」·楊西舟「自井辛亥反正見聞」(前掲『辛亥革命回憶錄』三、七四—九八頁·二三九—四一頁)、「周鴻勳事略」(『蜀中先烈備徵錄』所收、周開慶編著『民國四川人物伝記』、一九六六年、三〇頁軼載)
- 75 但懋辛「四川辛亥革命親歷記」·黃遂生「同盟会在四川的活動」(前掲『辛亥革命回憶錄』三、二六—四一頁·二二九—四一頁)、前掲向楚等纂『巴縣志』卷二二 蜀軍革命始末、張開文等纂『合江縣志』(民國一八年刊)卷三 武備篇第五、宋曙等纂『敘永縣志』(民國二十二年刊)卷三 人物篇第三 革命先烈 黃方、周開慶編著『四川与辛亥革命』(一九六四年)二八七—九九頁。
- 76 李佩珩「隨唐繼堯入黔憶事五則」(前掲『辛亥革命回憶錄』三、四〇—一—五頁)
- 77 張彭年「貴州辛亥革命的前前后后」·蕭子有「貴州自治學社和憲政會的鬭爭」(『辛亥革命回憶錄』三、四三—九—五二頁·四五—三—六五頁)